

一時的保育事業のしおり(嘉手納町さんさん保育所)

◆ 一時的保育とは ◆

保護者等のパート就労、疾病、入院、出産等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に児童をお預かり(保育)する制度です。



◆ 対象児 ◆

嘉手納町在住の保育施設等に入所していない生後6か月から小学校就学前までの乳幼児

◆ 実施日および利用時間 ◆

〈実施日〉	月曜日～金曜日(祝祭日を除く)	〈定員〉おおよそ10名
〈預かり時間〉	午前8時30分～午後5時まで ※延長保育はありません。	※受け入れる乳幼児の年齢構成等により変動します。

◆ 料金について ◆

- ・保育料は日額1,250円(4時間以上)。4時間未満の場合は800円。
- ・給食費250円。ただし、おやつを食べない場合は200円
- (例)9:00～17:00の利用・・・保育料1,250円+給食費250円=1,500円
- 9:00～13:00の利用・・・保育料800円+給食費200円=1,000円

◆ 利用できる日数、申請等に必要な書類 ◆

申請書類は嘉手納町役場1階 子ども家庭課 保育支援係にて配布しております。

一時的保育利用希望の方

- 申請時必要書類:① 一時的保育申請書、② 誓約書、③ 同意書
- 面談時必要書類:① 健康診断書、② 児童票、③ 健康カード、④ 親子(母子)手帳
- ※②、③はさんさん保育所でも配布。④は、予防接種(MR)済みの記録を確認しています。

※その他の必要書類

種別 利用できる日数	保護者の状況	各提出書類
ア 非定型的保育 週3日まで	保護者の労働・職業訓練・就学等により、家庭での育児が困難になったとき ※申請時には、上記内容が確認できる資料の添付が必要です(18歳以上65歳未満の同居者全員)。	●申請時必要書類および下記の書類を提出ください ≪パートや自営業の場合≫ ⇒勤務証明書・自営業等申立書 ≪職業訓練、就学の場合≫ ⇒在学証明書・時間割等 ≪定期的な通院、介護、検診の場合≫⇒診断書等
イ 緊急保育 月に15日まで	保護者の疾病・入院など、やむをえない理由により緊急・一時的に育児が困難になったとき (18歳以上65歳未満の同居者全員の勤務状況及び申立書の提出)	●申請時必要書類および下記の書類を提出ください ≪入院、通院、出産の為に入院の場合≫ ⇒診断書等や親子(母子)手帳の写し ≪看護、介護の場合≫⇒診断書等 ≪災害、事故の場合≫⇒診断書等 ≪冠婚葬祭等の場合≫⇒招待状等 ≪上記以外の緊急時≫⇒健康保険証等の提示。 ※利用後に申請手続きを行う
ウ 私的理由による保育 週1日まで	保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなど、私的理由により一時的に保育を必要とするとき	●申請時の必要書類のみ提出ください

◆ 利用・申請方法 ◆

①申請書の提出・・・利用する2週間前までに申請書を記入し、子ども家庭課 保育支援係へ申請ください。

※申請は新規・継続に関係なく毎年度必要となります。

②面談・・・・・・・申請書提出後、お子さんの状況を確認するための面談を行います。

さんさん保育所の担当より日程調整の連絡がございます。

面談日に表面記載の「面談時必要書類」一式をご提出ください。

※面談終了後、承認の可否について町より「通知書」が送付されます。

一時的保育承認通知書が手元に届いた方は、その後利用可能となります。

③予 約・・・・・・・利用したい週の前週月曜日(午前 9 時 30 分)から電話予約受付開始

※定員等の都合によりご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

(予約電話番号: 080-1545-0750)

	月	火	水	木	金	土	日
空週分 予約日							

④利 用・・・・・・・お子さんの状態を最優先とし、保育所で無理なく過ごせるよう、慣れるまでの間は

午前 8 時 30 分から正午までの短時間の利用になります。予めご了承ください。

・給食提供について

保育所で用意します(離乳食は後期からの提供になります。初期、中期はミルクを提供)。

毎月第3木曜日はお弁当の日です。弁当持参をお願いします(園行事によって変更になる場合もあります)。

・安全と健康管理について

保育園内で発病したり、事故があった場合は応急処置をとり、申請書に記載している緊急連絡先に連絡します。

・キャンセルについて

一時的保育の利用が不要になった場合は速やかにご連絡ください。予約できずキャンセル待ちされている方もいらっしゃいます。ご協力よろしくをお願いします。

何かご不明な点がございましたら、下記お問合せ先へご連絡ください。

【お問合せ先】

- 一時的保育利用申請に関すること

嘉手納町役場子ども家庭課:保育支援係:☎956-1111(内線 123)

- 一時的保育の内容等に関すること

嘉手納町さんさん保育所:☎956-3323

- 一時的保育利用の予約・キャンセル

嘉手納町さんさん保育所専用ダイヤル:☎080-1545-0750

一時的保育の利用
は申請が
必要です。

